

令和4年度

各区土木センター産業廃棄物収集運搬・処分業務
仕様書

札幌市

1 業務名

各区土木センター産業廃棄物収集運搬・処分業務

2 業務内容

各区土木センター内に一時保管する産業廃棄物について、関係諸法令に基づき、収集、運搬及び処分を行う。なお、収集する一時保管場所ごとに次の写真を撮影すること。

- ・ 積込み前の保管状況が分かる写真
- ・ 積込み後の運搬車両の写真
- ・ 積込み後の一時保管場所の写真

3 収集場所（各区土木センター）と連絡先 ※中央区土木センターは収集場所無し

区	所 在	電 話	F A X
北	北区太平 12 条 2 丁目 1 番 7 号	771-4211	772-3138
東	東区北 33 条東 18 丁目 1 番 6 号	781-3521	784-6418
白石	白石区本通 14 丁目南 5 番 32 号	864-8125	864-4530
厚別	厚別区厚別町下野幌 45 番地 39	897-3800	897-3856
豊平	豊平区西岡 3 条 1 丁目 8 番 20 号	851-1681	854-4217
清田	清田区平岡 2 条 4 丁目 1 番 40 号	888-2800	884-6474
南	南区南 31 条西 8 丁目 2 番 5 号	581-3811	582-2916
西	西区西野 290 番地 10	667-3201	667-3238
手稲	手稲区曙 5 条 5 丁目 2 番 1 号	681-4011	681-4937

4 履行期間

契約締結の日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日まで。

収集作業日及び収集場所は、札幌市建設局道路管理課（以下「委託者」という。）からの依頼に応じて、その都度、打ち合わせのうえ決定すること。

5 業務の対象となる産業廃棄物の種類

- (1) 廃プラスチック類
- (2) 金属くず

- (3) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- (4) 混合廃棄物（上記（1）から（3）を2種類以上含むもの）

6 予定排出量

上記5（1）から（4）合わせて7,100 kgを予定。ただし、この重量を保証するものではない。

<主な排出物>

タイヤ（ホイール付き含む）・小型家電製品・プラスチック製品

その他複合製品（応接ソファ、パイプ椅子等）

※ 家電リサイクル法に定めるリサイクル対象品（家電4品目）は対象外。

7 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

排出する区ごとの産業廃棄物管理票（マニフェスト）に必要事項を記入のうえ、関係法令に基づき、廃棄物が適正処分されたことを各区土木センター担当者に報告すること。
なお、産業廃棄物管理票は受託者が用意すること。

8 業務報告

業務が完了したときは、速やかに下記のとおり必要な書類を委託者に提出すること。
なお、3月に業務を履行した場合は31日までに提出すること。

- (1) 業務完了届（様式1）
- (2) 業務完了届内訳書（様式2）
廃棄物の搬出量が確認できる書類（計量伝票等の簡易なもので可。）を添付すること。
- (3) 作業時に撮影した写真
- (4) その他必要に応じて委託者が指示するもの

9 その他

- (1) 業務履行にあたり、本市が管理する施設の維持管理に支障を及ぼさないこと。
- (2) 本委託業務に関して行う市職員の指示に従うこと。
- (3) 飲酒運転、過積載その他道路交通法(昭和35年法律第105号)に違反する自動車運転を決して行わないこと。また、車両の運転をする際はエコドライブを心がけること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をはじめ関係法令、条例その他規程を遵守すること。
- (5) 契約書及びこの仕様書に定めのない事項は、市及び受託者で協議するものとする。